

令和5年12月4日

医療事故の公表について（個別公表）

赤穂市民病院

赤穂市民病院では、より高いセーフティマネジメントの確立を目指し、医療事故に関する透明性を確保し、患者様やそのご家族、市民や地域に対して誠実に対応するため、本院「医療安全対策実施要項」の規定に基づき、下記のとおり医療事故を公表します。

事故が死亡の原因となった事例（レベル5） 1件

（個別公表）

発生年月	発生場所	発生状況・経緯等	原因	再発防止策
令和5年4月	病棟	緊急で入院された超高齢の方が、入院後初回の食事の際、食事介助により2口食べたところ、むせて咳込んだため食事を中止した。 看護師は、発語があった事を確認し、担当医に報告のため一時退室し、再度訪室したときには、呼吸停止の状況になっていた。直ちに担当医がかけつけ吸引等の処置を行った。状態改善せず、死亡された。	・入院時に飲水、ゼリーにより嚥下状態に支障がないことを確認していたが、入院の契機となる疾病の侵襲によって嚥下機能の低下が生じ、入院前の食事形態では安全に摂取できない、または、嚥下反射機能が低下していた可能性があった。	・緊急入院となった超高齢の患者さんの食事は、嚥下機能評価を行い、食事形態を慎重に検討したうえで提供を開始する。